破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第３００２号

川崎市麻生区高石５丁目９番14―310号
清算株式会社　ＪｏｋｅｒＦｉｌｍｓ株式会社
代表清算人　小池賢太郎

1　決定年月日　令和７年12月10日

2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

横浜地方裁判所川崎支部民事部

令和７年（ヒ）第２０号

徳島県徳島市南島田町３丁目68番地１
清算株式会社　株式会社ＭＴＣ
代表清算人　長篠　　範

1　決定年月日　令和７年12月10日

2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

徳島地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０６６号

東京都新宿区西新宿６丁目11番３号Ｄタワー西新宿10階
清算株式会社　株式会社レッドチリ
代表清算人　水原　祥吾

1　決定年月日　令和７年12月11日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　各協定債権者は清算株式会社に対し、各協定債権について、本協定認可決定確定時にその債務の全額を免除する。

2　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３０３２号

大阪府吹田市豊津町31番27号
清算株式会社　株式会社ワールドスタイル
代表清算人　服部　浩士

1　決定年月日　令和７年12月12日

2　主文　本件協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、協定債権のうち令和７年10月30日（特別清算手続開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した債権元本（以下「弁済対象債権」という。）の0.1954975％の金員（ただし、１円未満を切り上げる。）を、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。弁済は、清算人代理の事務所において行う。ただし、本件協定債権者が特定の金融機関の口座への振込送金を文書で求めたときは、その口座に振込送金する方法で弁済する。この場合の振込手数料は清算株式会社の負担とする。

2　本件協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（利息・遅延損害金を含む）から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。

3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済対象債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別表省略）

以上

大阪地方裁判所第６民事部